



災害時等における物資の輸送及び供給等に
関する協定書

半田市

一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク
株式会社東海丸和ロジスティクス

災害時等における物資の輸送及び供給等に関する協定書

半田市（以下「甲」という。）と一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）並びに株式会社東海丸和ロジスティクス（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他甚大な被害を及ぼす災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、必要な物資輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に災害応急対策活動等が迅速かつ効果的に行われることを目的として、物資の輸送並びに甲が設置する施設等における物資の受入れ、仕分け、在庫管理及び払出し（以下「荷役」という。）並びに応急生活物資供給等について、甲が乙及び丙に協力を求める場合に必要となる事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 災害時等において、甲は乙及び丙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙及び丙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- （1）甲が管理する備蓄品等の避難所等への配送
- （2）甲が管理する物資拠点施設等における荷役活動を行うための人員及び資機材の派遣
- （3）応急生活物資の供給
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（協力要請手続）

第3条 前条の規定による協力の要請は、「物資の輸送及び供給等に関する要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等で要請を行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙及び丙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（協力実施）

第4条 乙及び丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、必要となる人員、資機材、輸送車両及び取扱商品のうち調達可能な応急生活物資等の準備を行い、甲が実施する災害応急対策活動等に協力するものとする。

（活動報告）

第5条 甲の要請を受けて実施した支援内容について、「物資の輸送及び供給等に関する実績報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙及び丙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、法令で定めがあるもの除き、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲、乙及び丙が協議の上都度決定する。

(1) 輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省に届出を行った貨物自動車
運送事業運賃料金

(2) 資機材の使用料については、時価相場相当

(3) 荷役作業の人件費については、日当費相当

(4) 応急生活物資については、時価相場相当

(費用請求及び支払)

第7条 この協定による協力に要した費用は、乙及び丙が甲に対して請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙及び丙に支払うものとする。

(相互連絡)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、「担当者連絡票」(様式第3号)により相手方に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年5月7日

甲 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半田市
市長

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号鉄鋼ビル本館5階
一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク
理事長

丙 愛知県大府市北崎町三丁目310番地
株式会社東海丸和ロジスティクス
代表取締役社長

様式第1号（第3条関係）

物資の輸送及び供給等に関する要請書

様

半田市長

(担当)

発信者

TEL

FAX

災害時等における物資の輸送及び供給等に関する協定書に基づき、次のとおり協力を要請します。

1. 支援内容

- ☐ 市が管理する備蓄品等の避難所等への配送
☐ 市が管理する物資拠点施設等における荷役活動を行うための人員及び資機材の派遣
☐ 応急生活物資の供給
☐ その他（ ）

2. 要請内容

活動場所	活動内容

様式第2号（第5条関係）

物資の輸送及び供給等に関する実績報告書

半田市長 様

災害時等における物資の輸送及び供給等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

1. 市からの要請内容

- ☐ 市が管理する防災備蓄品の避難所への配送
☐ 市が管理する物資拠点施設等における荷役活動を行うための人員及び資機材の派遣
☐ 応急生活物資の供給
☐ その他（ ）

2. 実施内容

活動場所	活動内容

様式第3号（第8条関係）

担当者連絡票

年 月 日 現在

団体名			
連絡担当者	責任者	職名	氏名
	担当者	職名	氏名
		職名	氏名
連絡先	勤務時間内	TEL(災害時優先電話) ①	
		②	
	勤務時間外	責任者	氏名
			TEL
		担当者	氏名
			TEL
			氏名
TEL			

※人事異動等により担当者に変更が生じた場合は、速やかに報告をお願いします。